

事前意見及び回答

議事1 高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画進捗状況（令和6年度上半期）について		
提出委員	ご質問・ご意見等	回答
No.1	【資料1 P.9】終活支援に関する取組	回答所属：長寿介護課
きよた委員	<p>終活支援に関する取組として、情報発信や勉強会を開催したと記載がありますが、終活支援について、どのような意見が寄せられていますか。</p> <p>また、エンディングノートを書く支援をされていると聞いていますが、頼る親族がいない場合は、誰がエンディングノートの中身を実行することになるのですか。</p> <p>終活支援を実施する事業者が契約期間の途中で企業の倒産などの理由で、サービスを中止されてしまう懸念もあります。そうしたことを解決するために、神奈川県横須賀市や大和市など、いくつかの自治体で生前に葬儀や納骨の契約、預金を利用して葬儀を行う終活支援をしています。枚方市では国のモデル事業（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）を活用して終活支援を実施しています。高槻市でもモデル事業を活用して実施できないのですか。</p>	<p>終活支援については、人生会議の周知や、市内のすこやかテラスにおいて、生前整理やエンディングノートなどをテーマとした終活講座を開催しました。アンケートでは、「終活講座に初めて参加したが、非常に勉強になる内容だった」などのお声をいただいています。また、頼れる親族がいない場合には、親しい友人など、これからのことを相談できる人と共有することや、専門家に相談することなどが想定されます。</p> <p>葬祭事業者等との生前契約の支援については、本市では実施していませんが、他市の取り組み事例等について調査・研究を行っています。</p>
No.2	【資料1 P.15】成年後見制度の利用促進に向けた取組	回答所属：福祉相談支援課
きよた委員	<p>日常生活自立支援事業の上半期の実績は87人ですが、担当職員の体制、利用契約の締結を待っていた人がいた場合、待機者数についても教えてください。</p> <p>支援内容は、福祉サービスの利用援助相談、日常的金銭管理サービス、預かりサービスなど行い、社会福祉協議会の専門員と生活支援員がご本人の生活をサポートします。この事業は、あらかじめ意思能力喪失後の支援計画を立てることができ、計画以外の支援が必要になったときは、本人にふさわしい援助につなぐとしています。意思能力喪失後の支援計画とは、具体的にどんな内容で、どんな人が利用できるのですか。</p>	<p>実施機関である社会福祉協議会に確認したところ、「日常生活自立支援事業は、現在、常勤職員2名、非常勤職員3名の体制で業務にあっており、待機者はございません。意思能力喪失後の支援計画とは、認知症等による意思能力喪失後も必要な支援が受けられるよう、事前に金銭管理の方法や頻度を取り決めておくもので、日常生活自立支援事業の利用者が対象となります。」との回答を得ております。</p>
No.3	【資料1 P.21】サービス事業者への指導・助言	回答所属：長寿介護課
きよた委員	<p>高齢化で施設入所を希望する人も増えていると思いますが、高槻市には施設入所について、どういう相談が寄せられていますか。また、2月17日付の朝日新聞で「高齢者が老人ホームなど的高齢者施設に入る際、施設を紹介する業者が介在し、施設側から業者に高額「紹介手数料」が支払われるケースが相次いでいる」と報道されています。紹介業者は紹介料の高さを優先させるため、入所者が希望の施設に入れない事態が起きているといえます。高槻市ではそうした相談があった時はどうしていますか。</p>	<p>施設入所についての相談があった場合は、長寿介護課で作成している「高齢者施設 利用のためのガイドブック」を活用し、サービスの内容等について説明しています。なお、ご指摘のような、紹介業者が紹介料の高さを優先させるため、希望の施設に入れないといった相談はございませんでした。</p>